

# 河南町消費生活だより

第31号 平成30年11月発行



【相談窓口】

富田林市消費生活センター

(富田林市役所1階 7番窓口奥)

☎0721 (25) 1000

平日 午前 9時～12時

午後 1時～4時

## 「原野商法の二次被害」について

過去に原野商法で被害にあった消費者や、その原野を相続した消費者が再度被害にあうという「原野商法の二次被害」についてのトラブルが全国の消費生活センターに寄せられています。

また、相談の特徴として、契約当事者の約9割が60歳以上であり、被害金額も高額になっているなど、高齢者が被害にあっていることが分かります。

そこで、第31号では、相談事例をふまえ、トラブルにあわないためのポイントを紹介します。



「消費者庁イラスト集より」

### 事例1



相続した山林を手放したいと思っていたところ、事業者から「買いたい」と電話で勧誘を受け、喫茶店で会った。

そこで土地売却の契約書面にサインし、手数料18万円を支払った。その際、「別の山林を担保として差し出す」という話を受けた。

しかし、後日契約書を見たところ、売却と併せて別の山林を買う契約になっていた。話が違うので、取り消したい。

### 事例2

過去に原野商法の被害にあった。「その土地を買いたい」という電話が事業者からあり、自宅訪問を受けた。

何度か事業者が訪問し、土地を売るつもりで売買契約書に署名したが、訪問のたびに「違約金として」「税金対策の費用として」など、様々な名目で費用を請求され、総額約700万円を支払った。しかし実際は、全く説明を受けていない山林を購入したことになる。

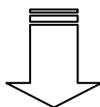


「消費者庁イラスト集より」

## 最近の手口は…！？

### 《以前》

「土地を高く買い取るために調査や整地、測量が必要」と勧誘して契約させる手口



### 《最近》

「高値で土地を買い取る」という電話勧誘の後、手続き費用や税金対策など様々な名目でお金を請求し、原野などの売却と同時に、より高い新たな原野などの土地購入をセットで契約させる手口

## ポ イ ン ト

「原野商法の二次被害」では勧誘や契約書面に問題があるケースが目立ちます。さらに、契約後は事業者と連絡がとれなくなることがほとんどであり、一度お金を支払ってしまうと、そのお金を取り戻すことは困難です。

このように、以前購入した原野などの買い取り話を不用意に聞くと、2次被害につながるおそれがあります。「土地を買い取る」などといった勧誘には、耳を貸さずにきっぱりと断りましょう。

## 簡単！今すぐ始められるエシカル消費！！



近頃、耳にする「エシカル消費」という言葉の正しい意味を皆さんはご存知でしょうか？

エシカル消費とは、人や社会、環境に配慮した消費行動をするという意味で、地域の活性化や雇用なども含む、より幅広い考え方です。下記に「エシカル消費」の具体例をあげていますので、参考にしてみてください。

### □ 環境に配慮した消費

- ・環境に配慮した製品を購入する「グリーン購入」を心がける。
- ・森林を守りつつ作られた木材製品や紙製品を選ぶ。(FSC®認証マークが目印です。)
- ・海の環境や生態系を守って捕られた魚を選ぶ。(MSC 認証マークが目印です。)

### □ 人・社会に配慮した消費

- ・開発途上国の原料や製品（フェアトレード製品）を購入することで、生産者や労働者の支援をする。
- ・障がい者や地域の企業を応援するために、障がい者施設で作られた商品などを積極的に購入する。

### □ 地域に配慮した消費

- ・地元で生産されたものを地元で消費する「地産地消」を心がける。
- ・地域の活性化につなげるために地元で買い物をする。
- ・被災地のものを積極的に購入する「応援消費」をする。



「消費者庁イラスト集より」

## 『河南町消費生活友の会』 — 会員募集中 —

河南町消費生活友の会では、悪質商法などの消費者問題に対応するため、様々な活動を通じ、「かしこい消費者」を目指しています。消費生活について興味のある方、ぜひお待ちしております！



発行・問い合わせ先

河南町役場 環境・まちづくり推進課（役場2階）

☎ 0721 (93) 2500 （内線281・282）

※河南町の消費生活相談は、「富田林市消費生活センター」が窓口です。